

福岡県公報

平成26年11月14日
第3645号

目次

告示 (第931号 - 第961号)

○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 1
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 2
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 2
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 2
○廃川敷地等の発生	(河川課) …………… 2
○「福岡県の希少野生生物 - 福岡県レッドデータブック」の販売代金の収納の事務の委託	(自然環境課) …………… 3
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 3
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 3
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 3
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 4
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 4
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 4
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 5
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 5
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 5
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課) …………… 5
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課) …………… 6
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課) …………… 7
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 7
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 7

○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 7
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 8
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 8
○休猟区の指定	(自然環境課) …………… 8
○特定鳥獣に係る捕獲等を行うことができる区域の指定	(自然環境課) …………… 9
○特定猟具(銃器)使用禁止区域の指定	(自然環境課) …………… 9
○鳥獣保護区の存続期間の更新	(自然環境課) …………… 11
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 14
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 14
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 14
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 15

公告

○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 15
○指定介護老人福祉施設の指定	(高齢者支援課) …………… 15
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) …………… 15
○大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) …………… 16
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 16
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 16
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 16

告示

福岡県告示第931号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年11月14日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八 女	県道	北川内 草 野 線	前	八女市上陽町下横山4072番2先から 八女市上陽町下横山4071番1先まで	5.5 ～ 7.4	50.1
			後	八女市上陽町下横山4072番2先から 八女市上陽町下横山4071番1先まで	20.0 ～ 99.5	50.1

福岡県告示第932号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年11月14日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八 女	県道	黒 木 大 牟 田 線	前	八女市黒木町木屋11441番5先から 八女市黒木町木屋11452番1先まで	8.4 ～ 15.0	40.0
			後	八女市黒木町木屋11441番5先から 八女市黒木町木屋11452番1先まで	9.2 ～ 22.0	40.0

福岡県告示第933号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年11月14日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

平成26年11月14日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
八 女	黒 木 大 牟 田 線	八女市黒木町木屋11441番5先から 八女市黒木町木屋11452番1先まで

福岡県告示第934号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年11月14日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
飯 塚	一般 国道	200号	前	飯塚市鯉田2219番3先から 飯塚市川島226番2先まで	22.0 ～ 40.0	276.9
			後	飯塚市鯉田2219番3先から 飯塚市川島226番2先まで	26.2 ～ 50.7	276.9

福岡県告示第935号

河川区域の廃止により廃川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により次のように公示する。

その関係図書は、福岡県県土整備部河川課及び福岡県朝倉県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成26年11月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 河川の名称
筑後川水系大山川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成26年11月14日
- 3 廃川敷地等の位置
朝倉市杷木大山字畔高1050番5
朝倉市杷木大山字弥五郎1128番1地先
朝倉市杷木大山字弥五郎1128番4
朝倉市杷木大山字弥五郎1128番5
朝倉市杷木大山字弥五郎1121番1地先
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地
759.02㎡

福岡県告示第936号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、「福岡県の希少野生生物－福岡県レッドデータブック－」及び「福岡県の希少野生生物－福岡県レッドデータブック－普及版」の販売代金の収納の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年11月14日

福岡県知事 小川 洋

委託先	所在地	委託期間
株式会社元野木書店	飯塚市飯塚18-7	平成26年11月1日から 平成27年3月31日まで

福岡県告示第937号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区

域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年11月14日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	県道	久留米筑後線	前	久留米市御井町2137番1先から 久留米市御井町2156番8先まで	11.0 ～ 54.0	128.1
			後	久留米市御井町2137番1先から 久留米市御井町2156番8先まで	11.0 ～ 56.5	128.1

福岡県告示第938号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年11月14日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年11月14日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	久留米筑後線	久留米市御井町2137番1先から 久留米市御井町2156番8先まで

福岡県告示第939号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年11月14日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県道	藤山 国分線 一丁田	前	久留米市国分町202番12 先から 久留米市国分町218番11 先まで	13.4 ～ 36.6	227.0
			後	久留米市国分町202番12 先から 久留米市国分町218番11 先まで	13.4 ～ 36.6	

福岡県告示第940号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年11月14日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年11月14日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	藤山 国分線 一丁田	久留米市国分町202番12先から 久留米市国分町218番11先まで

福岡県告示第941号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

平成26年11月14日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県道	朝田 日田線	前	うきは市浮羽町田箆1150 番1先から うきは市浮羽町田箆894 番先まで	4.7 ～ 10.7	35.4
			後	うきは市浮羽町田箆1150 番1先から うきは市浮羽町田箆894 番先まで	7.0 ～ 10.7	

福岡県告示第942号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年11月14日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
福岡	県道	船越 前原線	前	糸島市志摩初43番7先から 糸島市志摩津和崎59番先 まで	10.6 ～ 49.0	292.6
			後	糸島市志摩初43番7先から 糸島市志摩津和崎59番先 まで	10.6 ～ 39.4	

福岡県告示第943号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年11月14日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
福 岡	県道	福 岡 線 志 摩	前	糸島市志摩津和崎67番1先から 糸島市志摩初26番1先まで	13.5 ～ 76.6	338.7
			後	糸島市志摩津和崎67番1先から 糸島市志摩初26番1先まで	13.5 ～ 41.0	309.0

福岡県告示第944号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成26年11月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林の所在場所
築上郡築上町大字真如寺192、208、339の1、346の2、398、405、406、409、411、419、424、779、809、830の5、963、1344
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び築上町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第945号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成26年11月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示（重要流域（平成12年2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）以外に係るものに限る。）で定めるところによる。
昭和43年8月5日農林省告示第1145号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに糸島市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第946号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第

3項の規定により公示する。

平成26年11月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 区域の名称 天道
- 2 区域の所在地 飯塚市天道字下石、字天神森
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から15号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と15号とを結んだ線に囲まれた区域

所在地	地番	標柱番号
飯塚市天道字下石	680番16	1号
	160番4	2号
	219番	3号
	217番	4号
	216番	5号
	212番1	6号
	205番1	7号及び8号
	188番3	9号
	199番	10号
	200番	11号
	138番	12号
	139番16	13号
	139番15	14号
	139番17	15号

福岡県告示第947号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年11月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 区域の名称 遠久谷(1)
- 2 区域の所在地 八女市立花町遠久谷字百田道、字大宮司田、字崩ノ平
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から31号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と31号とを結んだ線に囲まれた区域

所在地	地番	標柱番号
八女市立花町遠久谷字百田道	378番	1号
	379番	2号
	401番	3号から5号まで
	387番	6号及び7号
	389番	8号
	392番	9号
	393番	10号及び11号
八女市立花町遠久谷字大宮司田	300番	12号
	320番	25号
	336番1	26号
	359番	27号及び28号
	361番1	29号及び30号
	376番1地先道路敷	31号
	八女市立花町遠久谷字崩ノ平	279番1
276番		16号
274番		17号及び18号
279番5		19号
263番		20号及び21号
264番2		22号
283番1		23号
286番1地先道路敷		24号

福岡県告示第948号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年11月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 区域の名称 出原
- 2 区域の所在地 八女市立花町兼松字出ノ原、字椋ヶ瀬
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から15号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と15号とを結んだ線に囲まれた区域

所在地	地番	標柱番号
八女市立花町兼松字出ノ原	1740番3	1号
	1742番1	2号
	1745番	3号
	1757番4	4号
	1747番3	5号
	1747番1地先道路敷	10号
	1726番1地先道路敷	11号
	1728番3	12号
	1730番1	13号
	1731番1	14号
八女市立花町兼松字椋ヶ瀬	1740番3地先道路敷	15号
	1645番1	6号
	1648番1	7号
	1645番2	8号
	1646番1地先道路敷	9号

福岡県告示第949号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年11月14日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年11月14日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	本郷 基山線 停車場	三井郡大刀洗町高樋2466番3先から 三井郡大刀洗町高樋2502番39先まで

福岡県告示第950号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年11月14日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	県道	500号	前	三井郡大刀洗町大字高樋 2502番4先から 三井郡大刀洗町大字高樋 2460番5先まで	13.3 ～ 36.4	337.0
			後	三井郡大刀洗町大字高樋 2502番4先から 三井郡大刀洗町大字高樋 2454番1先まで	12.6 ～ 42.1	357.0

福岡県告示第951号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平

成26年11月14日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年11月14日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	500号	三井郡大刀洗町大字高樋2502番4先から 三井郡大刀洗町大字高樋2454番1先まで

福岡県告示第952号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年11月14日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
福 岡	県道	町川原 赤 間 線	前	古賀市筵内791番1先から 古賀市筵内2601番1先まで	14.0 ～ 29.3	2,160.0
			後	古賀市筵内791番1先から 古賀市筵内2601番1先まで	14.0 ～ 45.0	

福岡県告示第953号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年11月14日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年11月14日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
福 岡	町川原 赤 間 線	古賀市筵内791番1先から 古賀市筵内1500番3先まで

福岡県告示第954号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定に基づき、次のように休猟区を指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年11月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 名称
田尻・太郎丸休猟区
- 2 区域

福岡市のうち、市道田尻2089号線と主要地方道福岡志摩線との交点を起点とし、同主要地方道を西へ進み市道瀧元浜線に接続し、同市道を北東へ進み県道大原周船寺停車場線に接続し、同県道を南東へ進み主要地方道福岡志摩線に接続し、同主要地方道を東へ進み市道田尻2053号線に接続し、同市道を北へ進み瑞梅寺河口堤防に接続し、同堤防を北東へ進み市道田尻2039号線から延ばした延長線との交点に至り、同延長線を南東へ進み市道田尻2039号線に接続し、同市道を南東へ進み市道田尻2028号線に接続し、同市道を南西へ進み市道田尻2036号線に接続し、同市道を南東へ進み市道田尻2035号線に接続し、同市道を南西へ進み今出第2池の北西端との交点に至り、今出第2池の北岸を北東端まで進み市道田尻2033号線との交点に至り、同市道を南西へ進み市道横浜今出線に接続し、同市道を南東へ進み市道田尻2089号線に接続し、同市道を南へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

- 3 存続期間

平成26年11月15日から
平成29年11月14日まで

福岡県告示第955号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第1項の規定に基づき、次のように特定鳥獣に関し、捕獲等を行うことができる区域を指定するので、同条第4項の規定において準用する同法第34条第3項の規定により公示する。

平成26年11月14日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 特定鳥獣の種類
イノシシ及びニホンジカ
- 2 区域
田尻・太郎丸休猟区の全部
- 3 存続期間
平成26年11月15日から
平成27年4月15日まで

福岡県告示956号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のように特定猟具（銃器）使用禁止区域を指定するので、同条第12項において準用する同法第34条第3項の規定により公示する。

平成26年11月14日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 久保白特定猟具（銃器）使用禁止区域
 - (1) 区域
飯塚市のうち、大字棕本の県道高田天道停車場線と市道天道・安恒線との交点を起点とし、同市道を南東へ進み県道大分太郎丸線との交点に至り、同県道を南西へ進み飯塚市と桂川町との境界線に出て、同境界線を西へ進み桂川町、大字久保白及び大字北古賀の境界線分岐点に至り、大字久保白と大字北古賀との境界線を西へ進

み大字北古賀、大字久保白及び大字大分の大字界分岐点に至り、大字久保白と大字大分との境界線を北へ進み大字久保白、大字高田及び大字大分の大字界分岐点に至り、大字高田と大字大分の境界線を西へ進み県道穂波嘉穂線との交点に至り、同県道を北東へ進み市道高田・長尾線に至り、同市道を北東へ進み県道高田天道停車場線に至り、同県道を東へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

- (2) 存続期間
平成26年11月15日から
平成36年11月14日まで

2 仁保特定猟具（銃器）使用禁止区域

- (1) 区域
飯塚市のうち、大字鹿毛馬と大字仁保との境界線と国道201号との交点を起点とし、同国道を南西へ進み大字仁保字人形、字高尾及び字シウ田の字界分岐点に至り、字人形と字高尾との境界線を北東へ進み大字大門と大字仁保との境界線に至り、同境界線を北東へ進み大字鹿毛馬と大字仁保との境界線に至り、同境界線を東へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

- (2) 存続期間
平成26年11月15日から
平成36年11月14日まで

3 築城飛行場特定猟具（銃器）使用禁止区域

- (1) 区域
行橋市及び築上郡築上町のうち、築上町大字西八田の国道10号と県道東八田宇留津椎田線との接続点を起点とし、同国道を北西へ進み音無川との交点（音無橋）に至り、同川の右岸を北東へ進み河口に至り、同地点から築城飛行場の滑走路（以下「滑走路」という。）に平行な海上の直線上を東北東へ進み1,900m進んだ地点に至り、同地点から滑走路に垂直な海上の直線上を南南東へ進み1,600m進んだ地点に至り、同地点から滑走路に平行な海上の直線上を西南西へ進み築上町大字西八田海岸防波堤の北から2番目の階段上を通過し、町道西八田53号線との交点に至り、同町道を北西へ進み町道西八田10号線に接続し、同町道を西へ進み町道西八田15号線に接続し、同町道を南西へ進み県道東八田宇留津椎田線に接続し、同県道を南西

へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成26年11月15日から

平成36年11月14日まで

4 岩石山特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

田川郡添田町のうち、町道畑川柳迫線と大字添田字岩石山、字柳迫小谷の字界との交点を起点とし、同町道を北西へ進み町道伊原殿町線に接続し、同町道を北へ進み町道新城赤村線との交点に至り、同町道を東へ進み岩石林道に接続し、同林道を東へ進み添田町と田川郡赤村との境界線に至り、同境界線を南東へ進み鷲越峠に至り、同峠から大字添田と大字津野との境界線を南へ進み字岩石山と字裏谷裾野との境界線に接続し、同境界線を西へ進み字岩石山と字柳迫小谷との境界線に接続し、同境界線を西へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成26年11月15日から

平成36年11月14日まで

5 ふれあいの森特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

宗像市のうち、主要地方道若宮玄海線と市道山田1020号線との交点を起点とし、同主要地方道を南東へ進み長谷池に至り、同池の堤防を南西へ進み堤防中央に至り、同堤防中央の水路を南へ進み山田川に至り、同川を南東へ進み県道野間須恵線に至り（第二須恵橋）、同県道を南へ進み市道須恵19号線に接続し、同市道を西へ進み市道須恵20号線に接続し、同市道を西へ進み市道稲元・城西ヶ丘線に接続し、同市道を北西へ進み市道河東4号線に接続し、同市道を北東へ進み市道須恵2号線に接続し、同市道を北東へ進み市道須恵7号線に接続し、同市道を北西へ進み市道相原6号線に接続し、同市道を北へ進み更に西へ進み市道河東1002号線に接続し、同市道を北西へ進み市道相原1号線に接続し、同市道を北東へ進み堆肥舎入口下の水路に至り、同水路を北東へ進み相原池（下）堤防に至り、同堤防を西へ進み相原池西側水路に至り、同水路を南西へ進み市道稲元・池浦線に至り、同市道を北西へ進

み九州産業大学敷地内の私道に接続し、同私道を北西へ進み突き当たり、突き当たりから北東へ進み突き当たり、突き当たりから北へ進み同大学敷地内を出てそのまま北へ進み市道池浦・横山線に至り、同市道を東へ進み市道山田1020号線に接続し、同市道を東へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成26年11月15日から

平成36年11月14日まで

6 筑紫特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

筑紫野市のうち、県道原田停車場津古線と筑紫野市及び小郡市との境界線の交点を起点とし、同県道を西へ進みJR原田駅に至り、同駅よりJR鹿児島本線を北へ進み同本線とJR筑豊本線との接点に至り、筑豊本線を北東へ進み筑紫野市と筑前町との境界線へ至り、同境界線を南へ進み筑紫野市、朝倉郡筑前町及び小郡市の境界線分岐点に至り、筑紫野市と小郡市との境界線を西へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成26年11月15日から

平成36年11月14日まで

7 福智町彦山川特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

田川郡福智町のうち、大字赤池、大字金田及び大字弁城との境界線の交点を起点とし、大字赤池と大字金田との境界線を南西へ進み主要地方道北九州小竹線に接続し、同主要地方道を北西へ進み主要地方道田川直方線に接続し、同主要地方道を北西へ進み田川郡福智町と直方市との境界線へ至り、同境界線を東へ進み県道夏吉直方線に接続し、同県道を南東へ進み町道輝ヶ瀬水路線に接続し、同町道を南東へ進み主要地方道北九州小竹線に接続し、同主要地方道を南東へ進み大字赤池と大字弁城との境界線に至り、同境界線を南へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成26年11月15日から

平成36年11月14日まで

8 田川市彦山川特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

田川市のうち、市道大橋・楠線と主要地方道田川直方線との交点を起点とし、同主要地方道を楠橋を経て南東へ進み県道今任原伊田線に接続し、同県道を南東へ進み市道下伊加利・高源寺線に接続し、同市道を南東へ進み田川市と田川郡大任町との境界線に至り、同境界線を南西へ進み市道下伊加利・彦山川・鎮西橋線との交点に至り、同市道を北西へ進み県道庄伊田線に接続し、同県道を北西へ進み市道成導寺橋・大橋線に接続し、同市道を北西へ進み市道大橋・楠橋線に接続し、同市道を北西へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成26年11月15日から

平成36年11月14日まで

9 長木・二塚特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

行橋市のうち、県道長尾稗田平島線と市道前ノ屋敷・ヒワノクマ線との交点を起点とし、同市道を北東へ進み市道八田口・川崎線に接続し、同市道を南東へ進み市道早焼・中間線に接続し、同市道を南西へ進み市道下屋敷・帯田線に接続し、同市道を南へ進み長木川との接点に至り、同川の右岸を西へ進み行橋市と京都郡みやこ町との境界線に接続し、同境界線を西へ進み県道長尾稗田平島線に接続し、同県道を北へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成26年11月15日から

平成36年11月14日まで

10 矢留・南泉特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

行橋市及び京都郡みやこ町のうち、国道496号と県道長尾稗田平島線との交点を起点とし、同国道を南へ進み主要地方道椎田勝山線（新道）に接続し、同主要地方道を西へ進み行橋市とみやこ町との境界線に接続し、同境界線を南西へ進み平成筑

豊鉄道田川線に接続し、同鉄道を北へ進み県道長尾稗田平島線に接続し、同県道を東へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成26年11月15日から

平成36年11月14日まで

11 牟田池特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

福津市及び宗像市のうち、牟田池全域（池内の陸地を含む。）

(2) 存続期間

平成26年11月15日から

平成36年11月14日まで

12 松隈・津和崎特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

糸島市のうち、大字油比と大字志摩津和崎の境界線と県道津和崎潤線との交点を起点とし、県道津和崎潤線を北西へ進み主要地方道福岡志摩線に至り、出会い橋を経て火山川に接続し、同川を北へ進み岸田溜池へ向かう里道との交点に至り、同里道を溜池に沿って東へ進み更に南へ進み、突き当りを西へ進み市道平田行合1号線に接続し、同市道を南へ進み市道行合3号線に接続し、同市道を東へ進み突き当りを南へ進み、突き当りを西へ進み交差点で南へ進み主要地方道福岡志摩線に接続し、同主要地方道を西へ進み市道平田・介添線に接続し、同市道を南へ進み里道に接続し、同里道を南へ進み大字油比と大字志摩津和崎との境界線に至り、同境界線を南へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成26年11月15日から

平成36年11月14日まで

福岡県告示第957号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定に基づき、次のように鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において準

用する同法第15条第2項の規定により公示する。

平成26年11月14日

福岡県知事 小川 洋

1 釈迦岳鳥獣保護区

(1) 区域

八女市のうち、広域基幹林道北矢部線と旧矢部村と旧星野村との境界線との交点を起点とし、同境界線を北東へ進み旧矢部村、旧星野村及び大分県日田市との境界線分岐点に至り、旧矢部村と日田市との境界線を南東へ進み御前岳、釈迦岳を経て更に南西へ進み石場歩道に接続し、同歩道を南西へ進み林道三倉線に接続し、同林道を西へ進み広域基幹林道北矢部線に接続し、同広域基幹林道を北西へ進み市道御側線に接続し、同市道を南西へ進み市道小谷尻今村線に接続し、同市道を西へ進み林道別当線に接続し、同林道を北西へ進み市道落合別当線に接続し、同市道を南西へ進み市道樅鶴線に接続し、同市道を北東へ進み広域基幹林道北矢部線に接続し、同広域基幹林道を西へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成26年11月15日から

平成36年11月14日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 指定目的

当該区域は、八女市の東部にあって、大分県との県境の山域に位置し、矢部川源流域として全域が矢部川県立自然公園となっており、御前岳、釈迦岳を中心とした山岳に囲まれている。多くはスギの植林地であるが、釈迦岳、御前岳の尾根沿いにはスズタケブナ林植物群落が存在する。高木層ではブナをはじめミズナラ、コシアブラ、亜高木層ではマルバアオダモ、ベニドウダン、コミネカエデ、シラギが生育し、低木層には密生するスズタケの中にタンナサワフタギ、シロモジが点在する。岩石の多い尾根筋にはモミ・ツガ林が点在し、土壌が浅く岩場が多い部分等にはツクシヤクナゲが生育している。溪谷には、ケヤキやシオジな

どが見られる。このような自然環境を反映して、クマタカ（福岡県絶滅危惧ⅠB類）をはじめ、多様な鳥獣が生息している。

このため、県指定鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

ウ 保護管理方針

(ア) 鳥獣の生息状況調査を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

(イ) 鳥獣の違法捕獲防止、制札等の維持管理のため、随時巡視を行う。

(ウ) イノシシ等一部の鳥獣による農林業被害に対しては、関係機関と連携を図り、有害鳥獣捕獲等の被害防止対策に努める。

2 川崎鳥獣保護区

(1) 区域

田川郡川崎町のうち、主要地方道田川桑野線と町道米田東川線との接点を起点とし、同町道を東へ進み主要地方道添田赤池線に接続し、同主要地方道を東へ進み川崎町と田川郡添田町との境界線に接続し、同境界線を南東へ進み県道猪国豊前榎田停車場線に接続し、同県道を西へ進み主要地方道田川桑野線に接続し、同主要地方道を北へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成26年11月15日から

平成36年11月14日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

イ 指定目的

当該区域は、川崎町の北部にあって、市街地近郊に位置しており、小松ヶ池、六郎原池、能呂ヶ池等の溜池が点在し、鳥類の良好な生息地となっている。

当該区域は、市街地近郊にありながら豊かな自然とのふれあいの場として重要な地域であることから、県指定鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

ウ 保護管理方針

- (ア) 鳥獣の生息状況調査を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- (イ) 鳥獣の違法捕獲防止、制札等の維持管理のため、随時巡視を行う。
- (ウ) イノシシ、シカ等一部の鳥獣による農林業被害に対しては、関係機関と連携を図り、有害鳥獣捕獲等の被害防止対策に努める。
- (エ) 鳥獣の生息に影響のない範囲内で、自然観察、環境学習等の場として活用を図る。

3 天拝山鳥獣保護区

(1) 区域

筑紫野市及び太宰府市のうち、筑紫野市道石崎・永岡線と筑紫野市道黒坂・今田線との交点を起点とし、市道黒坂・今田線を南西へ進み県道基山停車場平等寺筑紫野線に接続し、同県道を南へ進み市道上屋敷・黒岩線に接続し、同市道を西へ進み市道野田・黒岩線と筑紫野市総合公園内天拝湖周回園路との交点に至り、同園路を北へ進み林道兎ヶ原線の起点に至り、同林道を北西へ進み筑紫野市と太宰府市との境界線に接続し、同境界線を北東へ進み県道板付牛頸筑紫野線に接続し、同県道を東へ進み県道福岡日田線に接続し、同県道を南東へ進み市道石崎・永岡線に接続し、同市道を南東へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成26年11月15日から
平成36年11月14日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

イ 指定目的

当該区域は、筑紫野市の西部から太宰府市の中央南部に跨って位置し、一部は太宰府県立自然公園となっている。天拝山を中心に広葉樹の豊かな植生に恵まれ、多種の鳥獣が生息している。

当該区域には、九州自然歩道や天拝山歴史自然公園が整備されており、都市近郊にありながら豊かな自然とのふれあいの場として重要な地域であることから、県指定鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

ウ 保護管理方針

- (ア) 鳥獣の生息状況調査を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- (イ) 鳥獣の違法捕獲防止、制札等の維持管理のため、随時巡視を行う。
- (ウ) イノシシ、シカ等一部の鳥獣による農林業被害に対しては、関係機関と連携を図り、有害鳥獣捕獲等の被害防止対策に努める。
- (エ) 鳥獣の生息に影響のない範囲内で、自然観察、環境学習等の場として活用を図る。

4 田川鳥獣保護区

(1) 区域

田川市のうち、彦山川左岸とJ R日田彦山線との交点を起点とし、彦山川の左岸を上流へ進み国道322号との交点（鎮西橋）に至り、同国道を南西へ進み県道庄伊田線に接続し、同県道を南東へ進み田川市と田川郡大任町との境界線に接続し、同境界線を南西へ進み田川市、大任町及び田川郡川崎町との境界線分岐点に至り、田川市と川崎町との境界線を北西へ進みJ R日田彦山線に接続し、同J R線を北へ進み田川後藤寺駅及び伊田駅を経て起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成26年11月15日から
平成36年11月14日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 指定目的

当該区域は、田川市の中央から南部に位置し、市街地を含んでいるが、鳥獣の生息に適した環境が残されており、特に鳥類の良好な生息地となっている。

このため、県指定鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

ウ 保護管理方針

- (ア) 鳥獣の生息状況調査を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- (イ) 鳥獣の違法捕獲防止、制札等の維持管理のため、随時巡視を行う。

(ウ) イノシシ等一部の鳥獣による農林業被害に対しては、関係機関と連携を図り、有害鳥獣捕獲等の被害防止対策に努める。

福岡県告示第958号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年11月14日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
北九州	県道	高 浜 東 町 線	前	遠賀郡芦屋町船頭町1639番先から 遠賀郡芦屋町船頭町1610番3先まで	12.0 ～ 28.8	70.4	うち直方芦屋線重用延長10.8メートル
			後	遠賀郡芦屋町船頭町1639番先から 遠賀郡芦屋町船頭町1610番3先まで	12.0 ～ 28.8		

福岡県告示第959号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年11月14日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
北九州	県道	直 方 芦 屋 線	前	遠賀郡芦屋町祇園町1569番60先から 遠賀郡芦屋町船頭町1617番1先まで	8.0 ～ 27.5	298.0
			後	遠賀郡芦屋町祇園町1569番60先から 遠賀郡芦屋町船頭町1617番1先まで	8.0 ～ 27.5	
			後	遠賀郡芦屋町祇園町1569番60先から 遠賀郡芦屋町船頭町1617番1先まで	8.0 ～ 25.1	306.9

福岡県告示第960号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年11月14日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南筑後	県道	柳 川 筑 後 線	前	柳川市三橋町吉開778番1先から 筑後市大字馬間田979番1先まで	4.5 ～ 18.0	1,285.7
			前	柳川市三橋町吉開778番1先から 筑後市大字馬間田979番1先まで	10.5 ～ 19.8	
			後	柳川市三橋町吉開778番1先から	4.5 ～	1,260.0

			筑後市大字馬間田979番 1先まで	18.0	
	後		柳川市三橋町吉開778番 1先から 筑後市大字馬間田979番 1先まで	10.5 ～ 19.8	1,190.0

福岡県告示第961号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年11月14日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年11月14日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	柳川線 筑後線	柳川市三橋町吉開545番1先から 柳川市三橋町吉開319番1先まで

公告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年11月14日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡志免町志免三丁目1349番1、1349番3、1350番1、1350番3、1351番1、1351番2及び1351番4から1351番6まで
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
東京都新宿区信濃町32番地

創価学会

代表役員 正木 正明

公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定に基づき、介護老人福祉施設を指定したので、同法第93条第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第135条の2の規定により次のように公示する。

平成26年11月14日

福岡県知事 小川 洋

サービスの種類	介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称	許可年月日
介護福祉施設サービス	4077700294	特別養護老人ホーム大刀洗昌普久苑 福岡県三井郡大刀洗町大字本郷3279	社会福祉法人守屋福祉会	平成26年11月1日

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年11月14日

福岡県知事 小川 洋

- 申請のあった年月日
平成26年10月22日
- 申請に係る特定非営利活動法人
 - 名称
特定非営利活動法人聖英福祉会
 - 代表者の氏名
野口 元
 - 主たる事務所の所在地

筑後市大字長浜818番地1 エバーグリーン2-C

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者及び高齢者に対して障害者総合支援法・介護保険法に基づく事業を行うとともに、障害者及び高齢者が自立した生活を送るための経済的基盤づくりと地域で生活するために必要な支援を行う。又、地域に対しては障害者への理解を深める取り組みを通して、地域福祉の向上に努め、福祉の増進と全ての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりに寄与することを目的とする。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年11月14日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成26年10月28日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 くりえいと三丁目商業施設

(2) 所在地 宗像市くりえいと三丁目3番1号

3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前		変更後	
出入口の数	位置	出入口の数	位置
5	建物敷地西側、 建物敷地南東側、 建物敷地北側、 隔地駐車場北西側	4	建物敷地西側、 建物敷地南東側、 隔地駐車場北西側

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年11月14日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市本字柿木川原131番1及び131番7

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糸島市二丈深江1701番地5

伊藤 美紀

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年11月14日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

八女郡広川町大字新代字松ノ木647番1、647番8、647番9、653番3、653番6、654番1から654番6まで、655番1、655番7から655番10まで、655番12から655番16、657番1、658番1、659番1、659番5、660番1から660番3まで及び661番1から661番4まで並びにこれらの区域内の道路・水路である広川町有地（653番6地先道路及び654番5地先水路）の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階

株式会社 コスモス薬品

代表取締役 宇野 正晃

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年11月14日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

京都郡苅田町大字与原字当场新地2000番1、2000番4、2000番5及び2006番20、字文久2008番1、2008番5、2009番1から2009番4まで、2009番6、2143番36、2143番111及び2143番113から2143番115まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

愛知県豊田市本町中根98番地

司企業 株式会社

代表取締役 庄司 只功